

財政学

2004.12.10

小塩隆士『コア・テキスト 財政学』 第7章の補足

7.1 公債の負担に関する伝統的な議論

(1) 新正統派の考え方

ラーナー (A.P.Lerner, 1948), ハンセン (A.Hansen)

負担概念：借入による政府支出のため、資源が民間から政府に移転されること

A) 内国債……納税者と債権者は同一国民

完全雇用期：公債発行により民間の利用可能な生産物が減少する。
したがって、現在世代の負担となる。

不況期：民間の利用可能な生産物は削減されない。

乗数効果により生産量増大。

B) 外国債……納税者は国民、債権者は外国の国民

公債の償還時点で所得が外国に移転されるので、そのだけ利用可能な生産物が減少する。

(2) ボーエン＝デービス＝コップの考え方

ボーエン＝デービス＝コップ (W.G.Bowen, R.G.Davis, D.H.Kopf, 1960)

負担概念：生涯期間における総消費量の減少

モジリアニの負担概念と同様

世代1：公債の償還が次の世代までないものとする、公債を世代2に売り渡しそれを消費できるから、生涯消費の現在価値は不変に保つことができ、負担しない。

世代2：公債の償還が次の世代までないものとする、同様のことがいえる。

公債が償還されない限り、負担は次の世代へ先送りされていき、租税によって償還される時点でその世代が負担することになる。

最終的に、公債は、民間部門の消費の減少で賄われる。

ただし、各世代は、利子支払いに等しい負担をする。

(3) モディリアニの考え方

モジリアニ (F.Modigliani, 1961)

租税と公債では資本形成に対する効果が異なることに着目

負担概念：将来生産量の流列の減少

完全雇用の場合：内国債の場合でも、公債の額だけ資本蓄積が減少し、この減少した資本に資本の限界生産力を乗じた分だけ生産が減少し、負担が将来世代に転嫁する。

$$\begin{array}{ccccccc} C+ & I+ & G= & Y=0 & D+ & G= & - & I \\ T=\text{const} & & C=0 & & & & & \text{資本蓄積の減少} \\ D= & G & & & r= & \text{資本の限界生産力} & & \\ & & & & - & r & I & - & r & D \end{array}$$

(4) 伝統的な公債負担論の限界

伝統的な公債負担論の問題点

家計の異なる時点間の効用最大化行動を考慮していない点

ブキャナンの批判

ブキャナン (J.M.Buchanan, 1958)

負担概念：個人にとっての負担

自発的交換による個人の公債保有は負担にならない。

租税は強制的であり負担になる。

しかし、このような負担概念の下では、消費税の場合にみられるように自発的交換に課される租税が負担ではないとの結果を生む。したがって、ブキャナンの議論は説得力に乏しいといえる。

7.2 公債の中立性 (1)

(1) 家計による異時点間の効用最大化

家計が生涯 (ライフサイクル) にわたって効用最大化行動をとると仮定。

単純な 2 期間ライフサイクル・モデルで分析家計の消費・貯蓄行動を分析する。

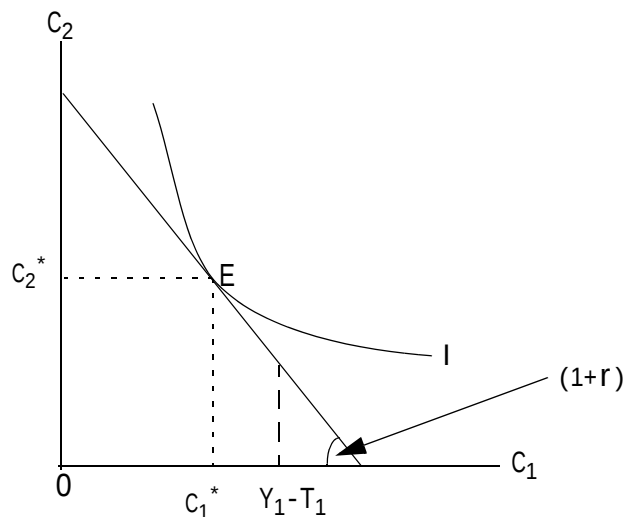
Y_1 : 第 1 期所得、 Y_2 : 第 2 期所得、 C_1 : 第 1 期消費、 C_2 : 第 2 期消費、

T_1 : 第 1 期一括固定税、 T_2 : 第 2 期一括固定税、 r : 利子率

効用関数 $U = U(C_1, C_2)$

予算制約

$$C_1 + \frac{C_2}{(1+r)} = Y_1 + \frac{Y_2}{(1+r)} + \left(T_1 + \frac{T_2}{(1+r)} \right)$$



この図では、家計は第 1 期に $(Y_1 - T_1 - C_1^*)$ の貯蓄を行い、第 2 期に C_2^* の消費を行う。

(2) リカードの等価定理

リカード等価定理

リカード (D.Ricardo, 1817) が、政府債が消費者にとって純資産とは見なされず、課税と公債発行が同じ効果を持ちうることを初めて指摘した。

本人は、現実にはこのことが当てはまるとは考えなかったが、バロー (R.Barro, 1974) がリカードと同じようなことを言い出した。

最近では、「リカードの等価定理」と呼ばれている。

等価定理の説明

a) 政府が第 1 期に b の減税を行い、それを 1 期間の公債発行で資金調達する。

第 1 期：家計の収入は第 1 期に b だけ増加する。

予算制約の右边が b だけ増加する。

第 2 期：公債は、第 2 期に $b(1+r)$ で元利所往還される。その現在価値は b である。

予算制約の左边が b だけ増加する。

予算制約の両辺から b を引くと、生涯にわたる予算制約に変化はない。

予算制約に変化が生じないので、家計の消費・貯蓄選択に変化はない。

- b) 政府が第 1 期に b の減税を行い、それを第 2 期の増税でまかなう。
 第 1 期：減税により、家計の可処分所得が第 1 期に b だけ増加する。
 予算制約の右边が b だけ増加する。
 第 2 期：公債は、第 2 期に $b(1+r)$ の増税を行う。その現在価値は b である。
 可処分所得が b だけ減るので、予算制約の右边が b だけ減少する。
 予算制約の右边で $(b - b) = 0$ で変化がなく、生涯にわたる予算制約に変化はない。
 予算制約に変化が生じないので、家計の消費・貯蓄選択に変化はない。
 a)、b) より、政府の財源調達として税と公債は等価であることが示された。

(3) 公債と家計・企業の行動

リカードの等価定理は、ある所与の政府支出の財源を、租税と公債とどのような組合せで調達しても経済に影響がないことを示唆する。

7.3 公債の中立性 (2)

バローの中立命題

バロー (R.J.Barro 1974)

親の効用関数に子供の効用関数が含まれ、子供の効用関数にその子供の効用関数が含まれる、と想定すると、親の消費計画は無限の時間的視野を持つことになる。
 この場合、最適消費計画は、公債の元利償還の時期（租税負担の時期）に影響されない。
 公債の元利償還のための租税負担も消費計画に入ることから、保有する公債の額と租税負担額が相殺されることになり、公債保有者は、公債を純資産とは受け取らない。
 したがってこの場合、公債による資金調達も租税による資金も経済効果は等価である。

- ・バローの等価定理では、
 無限の計画期間・・・親の予算制約式に子、孫、ひ孫... の予算制約が含まれる
 利他的な行動・・・親が子の、子は孫の、孫はひ孫の... ためを考えて利他的に行動する
 を仮定している。

中立命題の問題点

- ・消費者の行動が近視眼的で利己的な場合や、資本市場に不確実性が存在する場合には、等価定理は成立しない。
- ・経済全体で中立性が成立するか否かは実証分析の問題である。

7.4 公債の中立性の政策的意味合い

公債残高の累積を問題にしないでよいのか

公債の中立性が完全に成り立つならば、公債累積は問題ではない。

家計は元利償還のために増税に備えて資産形成しているから。

しかし、現実には公債の中立性が完全に成り立つ訳ではない。

だから、累積は問題になる。

内国債と外国債

公債の中立性は、内国債と外国債の区別なく成立する。

元利償還は内国債、外国債に関係なく生じる。

経済全体の貯蓄への影響

公債の中立性は、一定の資金調達を租税ですか公債発行でするかは等価であるという。

公債の中立性が成り立てば、貯蓄への影響は生じない。

無意味になる世代間格差

公債の中立性を問題にするのであれば、世代間格差は別問題。

公債保有者と非保有者の間の所得移転

公債の中立性が成り立てば、所得移転は生じない。

7.5 公債の中立性が成立しない場合

流動性制約

中立命題は、家計が異時点間にわたる消費と貯蓄の選択を自由に変わるられこと、還元すると資本市場で資金の貸し借りが自由にできることが前提になっている。

もし、資金の貸し借りが自由にできない、つまり流動性制約があると、上の前提が満たされず、中立命題は成立しない。

政府の行動に対する認識と不確実性

中立命題の背景には、現在の減税には将来の増税が、現在の公債発行には朝来の元利償還がそれぞれ対応し、またそれらを家計が見越しているという前提がある。

もし、人々が近視眼的ならば公債を資産とみなすこともありうる。また、将来が見越せないならば、中立命題の前提がなりたたない。

課税のあり方

中立命題は、一括固定税で課税されることを前提としていた。

所得税に累進税が適用される場合など、労働意欲が変化する場合には、中立命題は成立しなくなる。

遺産行動をめぐる問題中立命題はどこまで成り立っているか

寿命の不確実性、子供の数の変化などによる貯蓄や遺産の変化が新たに加わると、中立命題は成立しなくなる。

中立命題はどこまで成り立っているか

中立命題が成り立っているか否かに関して、実証分析の結果が分かれている。

- ・家計の消費、貯蓄、遺産行動の変化とともに、中立性命題が成り立ち易い状況になりつつあるともいえる。利他的行動（貯蓄、遺産）の減退などがあげられる。

建設国債と赤字国債

財政法第4条第1項

「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」

- ・公債発行を原則禁止
- ・建設国債は容認
- ・赤字国債は、財政法第4条の特例法に基づく公債

建設国債容認、赤字国債禁止の根拠

- ・建設国債は、公共事業の財源であり、道路・橋梁、港湾整備は将来世代も便益を得る。
- ・赤字国債は、経常経費の財源になり、その年度に費消される性格が強く、負担が先送りされる可能性が大きい。
- ・ただし、国債発行の財源は、単なる使われ方（資本的支出か経常的支出か）よりも、国債の経済的効果が重要である。